

平成30年4月から 国保制度が変わります



平成30年度からの国保制度改正に向け、連載しています。今回は前回に引き続き、制度改正の内容について紹介します。



福岡県国民健康保険
イメージキャラクター
健太



大野ジョー

大野ジョー（以下、ジョー） ねえねえ健太くん。前回、保険証などの様式（レイアウト）が変更になる話をしてもらったんだけど、病院に行くときは、これまでどおりでいいのかわかる？

健太くん（以下、健太） 病院などの医療機関を受診するときは、これまでどおりでいいんだ。3月に、4月から使う保険証が市役所から送られてくるから、その保険証をいつもどおり医療機関の窓口で提示すればいいんだよ。

ジョー 分かったじょー。でも、制度が大きく変わるからといっ

ても、国保に加入している人にとっては、これまでどおり変わらないのかじょー？

健太 そうだね。病院での保険証などの提示方法や、各種手続きの窓口は変わらないから、これまでどおりなんだけど、国保加入者で高額療養費にあてはまる人に影響する変更点があるんだ。

高額療養費の多数回該当は、これまで市町村単位で計算していたものが、今回の制度改正で、県単位で通算されるようになり、県内で転居しても該当回数を引き継がれることになるんだ。

詳しくは下の図を見てね。
ジョー 分かったじょー。
健太 今日はここまで。次回は、「これからの大野城市の国民健康保険」について紹介するよ。

● 問い合わせ先
国保年金課

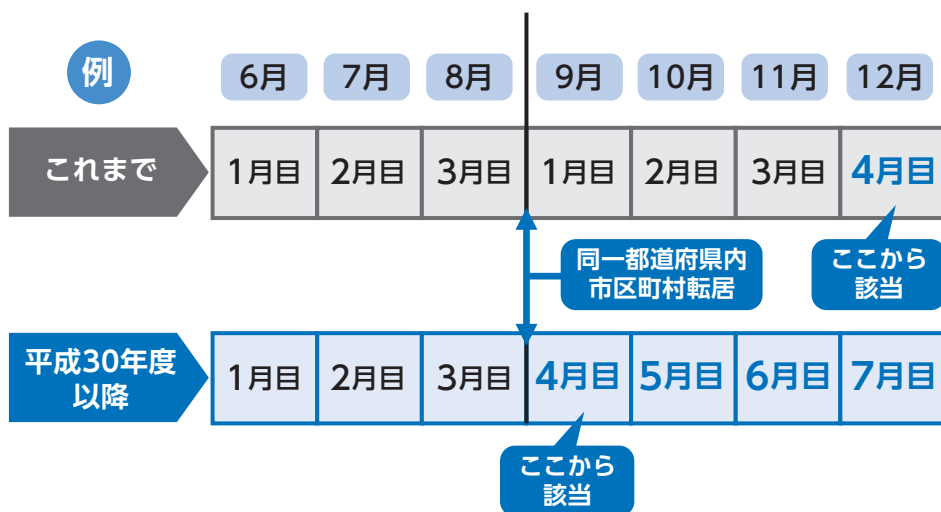
☎ (580) 1846

高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

国保の加入資格の取得・喪失は都道府県単位になります。

同一県内の他市町村への転出などで、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数は引き継ぎ、通算されるようになります。

同一県内市町村間での住所異動にともなう高額療養費の多数回該当の判定



高額療養費における多数回該当の通算方法の変更

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額（前年の所得によりそれぞれ異なる）を超えた分が「高額療養費」として、申請により払い戻されます。

過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降に限度額が変わります。今回の制度改正により、この高額療養費の支給回数の通算方法が、市町村単位から県単位に変更となります。